

経営会議の内容

件 名	大和市いじめ防止基本方針（案）について
所 管 部	教育部
日時・場所	平成26年11月21日（金） 13:50 ～ 14:15 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、指導室長
提 出 理 由	大和市いじめ防止基本方針の策定にあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 - いじめ問題再調査会の所管を政策部総合政策課で担っていく。再調査が必要な事態が起きた場合には、本市として深刻な問題と捉え、市長室、総務部、教育部など関連する部署と連携をとりながら対応したい。 - いじめの防止等に関する措置として、児童支援中核教諭の配置とあるが、どのような役割を担うのか。 （所管部）小学校において児童が起こす問題やそれに関わる保護者への対応を行う、担任を持たない教諭である。中学校では生徒指導担当教諭が中心となって対応している。 「中学校では、学校を超えたいじめが起きる」と、なっているが具体的な内容はどのようなものか。 （所管部）中学生になると行動範囲が広くなり、自らの学校だけでなく、学校間でのいじめ問題が顕著になっている。 - 学校いじめ防止基本方針が平成26年4月に策定されている。大和市いじめ基本方針と策定期間がずれているのはなぜか。 （所管部）市の基本方針は、県の基本方針を参酌して策定するため、平成26年4月以降に策定を始めた。学校は市の基本方針が策定された後に、方針の見直しを図っていく。 - いじめの早期発見のため、現在も色々な対応を行っていると思うが、今までも、いじめの芽であったり、深刻な案件に繋がる内容もあったと思う。大事なことは、相談を受けた現場の人が内容の重大性を認識し、然るべきところで情報を共有化することと考えるが、どのように対応しているのか。 （所管部）学校でいじめ防止等のための組織が定期的に会議を行っている。いじめ等の連絡があった場合には、組織のメンバーが迅速に対応する体制を整えている。また、関係機関との連携についても学校として組織的に対応していく。 - 現状いじめの情報が市に入った場合には、どの部署で対応しているのか。 （所管部）指導室と青少年相談室で対応している。 《次ページに続く》

	・学校でいじめを認識できていないケースもあると思われる。いじめの早期発見のためには、学校の先生方一人ひとりの気づきが重要であると考えられるので、先生方の研修を充実してほしい。 ・いじめ問題再調査会と平成２７年４月からの総合教育会議との関連は、どのように考えているのか。 （所管部）いじめは大きな問題と捉えているので、再調査が必要な案件などは総合教育会議においても協議の対象になると考える。
会議結果	案のとおり、進めていく。